

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）  
都市計画南森本地区地区計画を次のように決定する

名 称		南森本地区 地区計画
位 置		金沢市南森本町二及び福久町ハの各一部
面 積		約 2.0 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、豊かな自然が残り、商業、工業が盛んな金沢市の北部国道 8 号沿いに位置している。本計画は、金沢市北部の玄関口として、また、金沢外環状道路(海側幹線)の整備計画があることから、他の沿道型商業施設との相乗効果により、周辺環境と調和のとれた、幹線道路の沿道にふさわしい景観の形成と魅力的な市街地づくりを図ることを目標とする。
	土地利用の方針	幹線道路沿道の有効活用に加えて無秩序な沿道サービス施設の立地防止を図り、地区内道路については、幅員 9 m (片側歩道)の道路を確保し、区画の整備を行い、地区の環境の維持、向上を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、金沢市の玄関口にふさわしい幹線道路沿道型施設として土地利用が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限等を行い、金沢市の市街地としての沿道環境の維持、形成を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物等は、建築してはならない。 (1) 畜舎又はサイロ (2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。) (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる営業の用に供する建築物 (9) 葬儀場
	建築物等の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(国道 8 号にあつては、都市計画道路森本野々市線の計画道路の境界線とする。以下同じ。)又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0 m とする。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の 形態又は 意匠の制限	<p>1 建築物等の色彩は、原色を避け、幹線道路の沿道施設及び周辺の街並みに調和したものとする。</p> <p>2 外壁及び屋根の色彩は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、景観形成上支障がないものとする。</p> <p>3 屋外広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋外広告物等は、表示面も含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>(2) 建築物と同一敷地内に設けることのできる屋外広告物等は1基までとする。</p>
		垣又はさくの 構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さ1.5m以下のものに限る。）</p>

(理由)

金沢市北部の玄関口として位置する本地区において、その環境の維持・保全し、周辺との調和のとれた沿道施設の形成にふさわしい建築物等の誘導と魅力的なまちづくりの推進を図るため、地区計画を決定する。

## 別表

## 外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7	2以下
	2.5YR、5YR	3～7	4以下
	7.5YR、10YR、2.5Y	4～6	6以下
		3, 7	4以下
	5Y	3～7	3以下
7.5Y、10Y	3～7	2以下	
落ち着いた 色 調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

## 屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃緑	2.5G	3以下	4以下
濃紺	2.5B	3以下	4以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

**位置図**  
地区計画の決定（南森本地区）



